

第1部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	個別目標Ⅲ－3 災害に備えるまち 消防団への助成事業(3消防団)		(1) 平成22年4月に「消防団事業に対する補助金交付要綱」の一部を改正しました。 ※ 改正の趣旨 ～ 対象活動経費の明記 (2) 同年4月、区内3消防団事務担当者に次のことを説明しました。 ・本事業が「団体補助ではなく、事業に対する補助である」こと ・対象活動経費を明確に示したこと	危機管理課
2	個別目標Ⅲ－3 災害に備えるまち 各種団体への事業助成(防火防災協会 3協会)	平成16年の「補助金等検討委員会」における提言で、団体補助でなく事業補助に切り替えることが提案され、平成17年の「補助金等審査委員会」においても実施内容・方法の見直し・検討を要請されている。 また、21年度の行政監査でも「補助額の算定基準や対象経費を明記していない」との指摘を受けている。 ・指摘事項を踏まえた見直しは、どのようにされたのか。	(1) 平成21年6月に「防火防災事業に対する補助金交付要綱」の一部を改正しました。 ※ 改正の趣旨 ～ 対象活動経費の明記 (2) 同年6月、区内3協会事務担当者に次のことを説明しました。 ・本事業が「団体補助ではなく、事業に対する補助である」こと ・対象活動経費を明確に示したこと	危機管理課
3	個別目標Ⅲ－3 災害に備えるまち 各種団体への事業助成(防犯協会 4協会)		(1) 平成21年6月に「地域の防犯活動に対する補助金交付要綱」の一部を改正しました。 ※ 改正の趣旨 ～ 区内4防犯協会が行っている地域住民に対する防犯意識の啓発・高揚及び青少年の健全育成に対する支援状況と、補助額の算定基準(補助率・上限額等)や対象経費を明確にするためです。 (2) 同年7月、区内4防犯協会事務担当者を招致して説明会を実施し、本事業が「団体補助ではなく、事業に対する補助である」旨を説明し、補助金交付申請書を配布しました。 (3) 区内4防犯協会から補助金交付申請を受け、ヒアリングによる審査を行った後、4防犯協会に対して交付決定し、補助金を交付しています。	危機管理課

第1部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	個別目標Ⅲ－3 災害に備えるまち 地域防災コミュニティの育成 (防災区民組織の育成204組織)	平成17年の「補助金等審査委員会」指摘で、「個々の組織の活動実態に応じた助成に変更したほうが、より個々の組織の能力向上に資するのではないか」との指摘がされている。 ・実際には需用が町会によって差があるのではないか。 ・団体補助的に使われているのではないか。指摘事項を踏まえた見直しは、どのようにされたのか。	1 世帯数に応じた助成制度について 平成17年度に補助金等審査委員会の指摘を受け、防災区民組織の能力向上を図るために、平成18年度の活動助成金の交付に際し、目標管理型の自己評価制度を実施しました。しかし、制度自体、浸透が図れず、期待する効果を得られませんでした。そのため、平成19年度からは活動実績報告書の提出と併せて、各組織の活動充実度や助成金等について、アンケート方式による調査を行い個々の組織の活動実態の把握に努めています。また、アンケート結果を全組織に周知することによって、他の組織の活動状況等を参考にした防災力の向上に取り組んでいます。平成21年度のアンケート(196組織回答)では、「現在の助成金額が妥当である」という回答が全体の75%を占めています。 助成金の使途としては、防災訓練や資機材購入など各防災区民組織が必要とする活動に充てられています。以上から、助成金により各組織が実情に応じた柔軟かつ効果的な防災活動が行なわれていると考えます。 なお、23区地域防災組織助成状況調査では、23区中18区が活動助成金を交付しており、その中の17区は世帯数に応じた助成制度となっています。 2 事業補助の明確化 「防災区民組織活動助成金交付要綱」を改正し、「防災に関する活動年間事業計画書」にある助成金交付対象事業を変更する場合には「防災区民組織活動助成金事業変更届」を提出させるとともに、助成対象活動等一覧の改正も行いました。	危機管理課
5	個別目標Ⅳ－1 環境への負担を少なくし、未来の環境を創るまち たばこ商業協同組合への事業助成	平成17年の「補助金等審査委員会」において、「環境美化の観点からも、健康被害の観点からも、現状のままの形で存続させる意味があるのか」、「抜本的見直しが必要」という指摘があった。21年度行政監査でも「補助額の算定基準や対象経費を明記していない」と指摘されている。 ・現在継続していることについてどのように考えているのか。 ・組合員数はどれくらいか。	・平成17年度から実施要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から環境美化と喫煙者のマナー向上を図る事業助成に変更しました。 さらに平成19年度にはその助成方法を前金払いから概算払いに変更をしています。今後は実績や効果を見ながらより一層の効果を得られるための事業手法を、たばこ商業協同組合とともに検討します。 ・組合員数は現在350名です。	総務課

第1部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち 違法駐車防止対策協議会への事業助成 4協議会	・21年度行政監査での「補助額の算定基準や対象経費を明記していない」との指摘に対しどのような見直しをしたか。 ・団体補助となっているのでは。効果あるお金の使い方をしているのか。 ・啓発活動は実際には何をしているのか。	・従前の補助金交付要綱を平成22年3月8日付けで「新宿区違法駐車等の防止活動に対する補助金交付要綱」に改正し、補助金の算定基準及び対象経費を明確化しました。 ・違法駐車等の防止活動への事業助成として行っています。現実には違法駐車等は減少しています。 ・週1回、バス路線等の障害となる違法駐車等に駐車禁止のステッカー等を取り付けたり、近所の店舗等に違法駐車防止の声かけ等を行っています。	交通対策課
7	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち 交通安全協会への事業助成 4協会		・従前の補助金交付要綱を平成22年3月8日付けで「新宿区交通安全活動に対する補助金交付要綱」に改正し、補助金の算定基準及び対象経費を明確化しました。 ・区民等に対する交通安全活動への事業助成として行っています。区内の交通事故は平成12年以降減少を続けており、一定の成果をあげていると考えます。 ・春・秋の全国交通安全運動、交通安全のつどい及び新宿区交通安全パレード等を通じて区民等への交通安全意識の普及啓発を図っています。	交通対策課